

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年9月18日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
みなと総合高等学校 水道設備修繕
- 2 履行場所
横浜市中区山下町231番地
横浜市立みなと総合高等学校
- 3 契約日
令和7年6月9日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年8月31日
- 5 契約金額
171,600円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市保土ヶ谷区仏向西25番3号
有限会社イワック
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
1階格技場横の水道給水管から漏水が発生する状態となった。早急に対応しなければ、大量の水道水の排出により多大な水道料金を生じる恐れがあること、漏水した水により生徒等の安全確保に支障が生じることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立みなと総合高等学校